官

施行規則の一部を改正する省令を次のように定め第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)

〇農林水産省令第六十号

平成十二年五月十七日

この省令は、公布の日から施行する。 附 則 臣が定める基準に適合しているもの 三十六 ハワイ諸島から発送され、他の地域を 経由しないで輸入されるケイト種及びヘイデ ン種のマンゴウの生果実であつて農林水産大

付表に次のように加える。中「第十七まで」の下に「及び第三十六」を加え、 「及び第三十六」を加え、同表の二の項植物の欄別表二の一の項植物の欄中「付表第二」の下に 七十三号)の一部を次のように改正する。 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第植物防疫法施行規則の一部を改正する省令 農林水産大臣 玉沢徳一郎